

彦根市・愛知郡・犬上郡介護支援専門員連絡協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、彦根市・愛知郡・犬上郡介護支援専門員連絡協議会という。

第2条 本会の事務局は、会長の所属する事業所の所在地に置く。

2 会長に所属する事業所がない場合は、役員会において検討し事務局の所在地を決定する。

(目的)

第3条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員同士の連携を図り、もって自立支援を基本とした質の高い、公正、中立な介護支援の推進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 専門的知識及び技術の向上ならびに倫理の確立に関すること。
- (2) 会員相互の交流、情報交換に関すること。
- (3) 業務を遂行する上で必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 介護保険制度の円滑な運営を図るために社会資源の開発改善及び量的な確保に関すること。
- (5) 彦根市・愛知郡・犬上郡事業者協議会との連携に関すること。
- (6) 滋賀県介護支援専門員連絡協議会との連携に関すること。
- (7) その他、目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、目的に賛同する彦根市・愛知郡・犬上郡内に住所または勤務地を有する介護支援専門員をもって構成する。

但し、滋賀県介護支援専門員連絡協議会に加入している会員をA会員とし、同協議会に加入していない会員をB会員とする。従って、それぞれの会員については、正会員の扱いとする。

2 本会は、前項に掲げる者(以下「正会員」という。)の他、その目的に賛同する準会員とする。

- (1) 彦根市・愛知郡・犬上郡内に住所または勤務地を有する介護支援専門員実務研修受講試験合格者であって実務研修を終了していない者。
- (2) その他、本会が特に入会を認めた者

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書により、1年分の会費を沿えて事務局に申請しなければならない。

(会費)

第7条 会費は年額1000円とする。但し、滋賀県介護支援専門員連絡協議会に加入している者(A会員)については、年額無料とする。

(退会)

第8条 会員は、次に掲げる場合には本会を退会する。

- (1) 会員が退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年間納入しなかったとき。

2 前項の(1)の規定により退会する場合は、その旨を役員会に書面により申し出なければならない。

第3章 組織

(役員)

第9条 本会に6名の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 会計1名
- (4) 理事3名

2 役員は、総会で選出する

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない

4 任期の途中で役員に選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(監事)

第11条 本会に2名の監事を置く。

2 監事は役員が指名し、総会の承認を得る。

3 監事の任期は、役員の任期の例による。

(役員会)

第12条 役員会は、第9条に規定する6名の役員を持って構成する。

2 役員会は、会長が招集する。

(役員会の機能)

第13条 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決事項の執行に関すること。
- (3) 彦根市・愛知郡・犬上郡介護保険事業者協議会との共催事項に関する事項。
- (4) 滋賀県介護支援専門員連絡協議会との協力に関すること。
- (4) その他、本会の運営に重要な事項。

(定足数及び議決の要件)

第14条 役員会は、役員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 役員会は、出席者の半数により議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 役員会の議長は会長がこれにあたる。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問を設けるときは、役員会において検討し置くことができる。

(補助組織の設置)

第16条 本会に委員会、部会等の補助組織を設置することができる。

第4章 総 会

(構成)

第17条 総会は、すべての会員を持って構成する。

(権能)

第18条 総会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画に関する事項。
- (2) 予算及び決算に関する事項。
- (3) その他本会に関する重要な事項。

(種類及び構成)

第19条 総会は定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会次により開催することができる
 - (1) 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員総数の4分の1以上の者から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- 3 総会は出席者の過半数により議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会の議長は、会議に出席した会員の中から互選により選出する。

第5章 会 計

(会計)

第20条 本会の経費は次の各号に掲げる収入をもってまかなう。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 助成金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第21条 本会の会計は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(決算)

第22条 本会の収支決算は、その年度末に監事の監査を得て総会の承認を得るものとする。

第6章 規約の変更及び委任

(規約の変更)

第23条 この規約を変更するときは、総会において議決しなければならない。

(委任)

第24条 この規約に定めるものの他、本会の運営について必要な事項は、役員会の協議を経て別に定める。

付則

- 1 この規約は、平成 15 年 5 月 8 日より施行する。
- 2 最初の総会において選出された役員任期は、第9条の規定にかかわらず平成16年4月30日までとする。
- 3 本会設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、設立の日から翌年4月30日までとする。
- 4 この規約は、平成 20 年 5 月 2 日一部を改正し施行する。